

⑱エコタイヤ導入助成金交付要綱

(令和6年度)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、原油価格や物価の高騰の影響を受ける会員事業者(以下「会員」いう)に対して、燃費向上による輸送コストの負担軽減及びCO₂削減による環境負荷の軽減を図ることを目的に、エコタイヤの装着費用の一部を助成し、もって地球環境保全・省資源化に取り組むことを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象は、エコタイヤを新たに購入し装着を行った公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という)の会員に対し、その購入費用の一部を助成する。

- 2 **対象となるエコタイヤは、スタッドレス及び夏タイヤを対象とし、再生タイヤは対象としない。【別表1】のとおりとする。**

(助成額及び上限額)

第3条 助成金の交付額は、**令和6年3月1日から令和7年2月末日までに新たにエコタイヤを購入した会員を対象とし、エコタイヤ購入費の1/2以内、1本あたり上限3,000円を助成する。1社あたりの助成可能本数は【別表】に定める。**

(助成金の申請)

第4条 エコタイヤを購入し、支払が完了したときは、「エコタイヤ導入助成金交付申請書」に必要書類を添えて県ト協に対して申請するものとする。

- 2 申請者は、県内に本社を有する者は、本社が営業所を含めて一括で申請することを基本とし、県外に本社を有し県内に営業所を有する者は営業所の申請とする。
- 3 **経過措置として令和6年3月1日以降に購入したエコタイヤについても助成対象とするが、この場合、添付する領収書等の日付は令和6年3月1日以降のものとする。**

(申請の期間等)

第5条 **申請の期間は令和6年4月1日から令和7年2月末日までとし、購入費用の支払い等が終了したものとする。申請は1回に限るものとし、最終申請期限は令和7年3月5日とするが、予算に達した時点で終了とする。**

(助成金の交付)

第6条 県ト協は、交付申請書の提出を受けたときは、速やかに申請書の内容を審査し、本助成事業に適合すると認めた場合は、申請会員へ第3条に定める助成金を交付する。

(助成の条件)

第7条 申請時において、協会費の滞納期間が3ヶ月以上又は滞納額が50,000円以上ある会員には助成を行わない。

(財産処分の制限)

第8条 助成対象となったエコタイヤは購入日から1ヶ年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保及び他県への配置換えに供してはならない。

但し、あらかじめ県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(助成金申請に関する調査協力義務)

第9条 助成金の交付を受けた者で、県ト協から要請があった場合には、当該申請に係る添付書類原本及び関係帳簿等を開示しなければならない。

(助成金の返還)

第10条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱、その他県ト協が定める事項に違反したとき。

(2) 虚偽、その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業全てに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関する必要な事項は、別に定める。

(附則)

本要綱は、令和6年4月1日から施行する。

【別表】

助成本数

登録車両台数	上限助成本数
30 台未満	40 本
30 台以上 60 台未満	50 本
60 台以上 100 台未満	60 本
100 台以上	80 本